

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月15日
【計算期間】	第22期(自 平成21年 3 月17日 至 平成21年 9 月15日)
【ファンド名】	ブラックロック日本株式オープン
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ロス・ケー・ヒキダ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
【事務連絡者氏名】	加藤 淳一郎
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
【電話番号】	03-4577-9283
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック日本株式オープン(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／国内／株式に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ

< 各分類および区分の定義 >

・ 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

・ 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

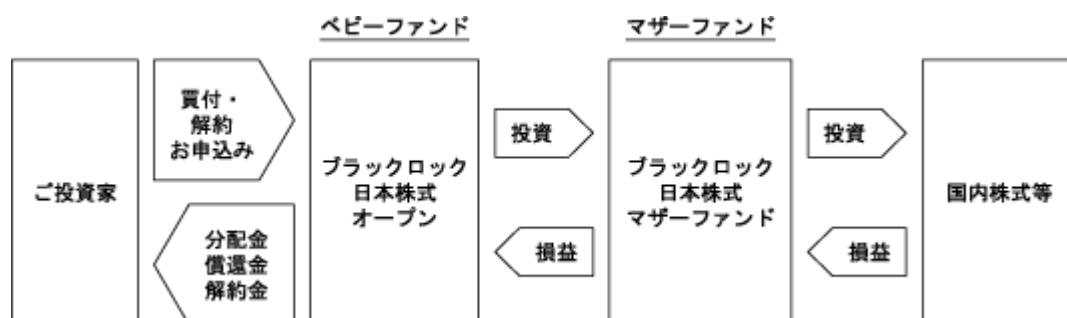
（当ファンドおよびブラックロック日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の特色）

- a．当ファンドは、ブラックロック日本株式マザーファンド受益証券を通じて主にわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行うことを基本とします。

b. 当ファンドは、ブラックロック日本株式マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という言葉で定義されています。



< 投資哲学 >

当ファンドは以下の考え方に基づいて運用を行います。

- ・ 市場環境は常に変化し、バリュー / グロース^{*1}などのスタイルが偏った運用は短期的に不安定な運用となりやすいと考えるため、超過収益の源泉を中長期の成長力を考慮したバリュエーション^{*2}による個別銘柄選択投資（GARP：グロース・アット・リーズナブル・プライス）をする事により、長期的に持続的かつ再現性のある運用成果を目指します。
- ・ 短期的に市場に見られる非効率性^{*3}に着眼し、個別銘柄選択によるアクティブ運用によりベンチマーク^{*4}を継続的に上回ることを目指します。そのために我々は独自のボトムアップ・アプローチ^{*5}による銘柄選択を重視します。

*1 バリュー（投資）：企業の利益・資産などの基準に対して割安なものに投資する手法。

グロース（投資）：企業の利益成長に主眼をおいて投資する手法。

*2 バリュエーション

：企業の収益、純資産、キャッシュフロー等に照らしてみた株価の割安度のことです。

*3 市場の非効率性

：「市場において利用可能な情報の全てに関し適正な分析が行われているとは限らず、証券価格が非効率的に形成される場合がある」という考え方です。アクティブ運用はこれを分析し、証券価格が適正価格に収斂していく過程で超過収益を得ることを目指します。

*4 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当って、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。

*5 ボトムアップ・アプローチ

：個別企業の調査をもとに、投資対象を選定する方法のことをいいます。経済動向などマクロの視点から投資対象を選定する「トップダウン・アプローチ」と対比されます。

ブラックロック・グループのアクティブ運用は以下のような考え方に基づいています。

「市場は長期的には効率的であるが、短・中期的には必ずしも効率的ではない。」との考えを出発点としています。我々は、市場に存在する非効率性を見出し、それを利用したアクティブ運用を行うことによりベンチマークを上回る収益率を達成することが可能であると考えます。

<投資方針および投資対象>

わが国の株式の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資します。

東証株価指数(TOPIX)^{*}をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

^{*} 東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

主に時価総額および流動性を勘案して投資対象銘柄の候補を抽出し、投資ユニバースを作成します。投資ユニバースは400銘柄程度で構成され、TOPIXの時価総額の約85%以上をカバーします。

- ・ 当ファンドの投資対象候補は主に「大型株」と呼ばれる銘柄群です。大型株は、時価総額ベースで東証一部の大半を占めており、日本を代表するコア銘柄群といえます。

- ・ 大型株の特徴

大型株には、市場占有率や資本力の面で競争優位を有し、グローバルな事業展開をしている企業も多く見られます。このような企業は、日本国内にとどまることなく、海外市場においてもシェアを拡大する可能性を持っているといえます。

また、投資対象としては流動性に優れ、投資判断を速やかにファンドに反映させることができます。

組入銘柄を選別するうえで、企業の成長性および株価の相対的なバリュエーションに着目します(=当ファンドの運用スタイル)。

この銘柄選択手法をGARP(グロース・アット・リーズナブル・プライス)といい、投資時点で株価がその成長性と比較して割安であると判断される銘柄に積極的な投資を行います。

投資した銘柄が成長性を反映した株価水準へ移行していく過程で、超過収益の獲得を目指します。

<運用プロセス>

規律あるプロセスで運用します。

定量スクリーニング

- ・ 時価総額及び流動性を条件として、T O P I Xの時価総額の約85%以上（400銘柄程度）をカバーする投資対象ユニバースを作成します。
- ・ セクター毎に、バリュエーション、その他ファクターを使用し、投資対象ユニバースから更なるリサーチ銘柄の絞り込みを行います。

ファンダメンタル・リサーチ（調査）

担当者^{*1}が独自の個別銘柄調査^{*2}を通じて、株価変動のカタリスト^{*3}を鑑み、市場の見方とは異なる独自のインサイト（洞察）を創出し、また投資タイミングの識別に努めます。

銘柄選択

委託会社が算出する将来株式価値と現在株式価値の差異、確信度、投資期間、リスク等を勘案し、個別銘柄のレーティングを行います。

ポートフォリオ構築

上記のレーティングをもとに、効率的なリスク^{*4}配分にも注力した上で、運用チーム全員で協議のうえ、各銘柄をベンチマークにおける比率と比較してどの程度保有するか(保有しないか)について協議し、最適であると考える組入比率を決定し、厳選された約50～90銘柄^{*5}でポートフォリオを構築します。ボトムアップによる銘柄選択を主な超過収益の源泉とし、業種配分はリスクコントロールの一環と位置づけ、長期的な投資アイディアの下で期待リターンを最大化できるポートフォリオを構築することを重視し、意図せざるリスクは極力最小化するよう努めます。

* 1 担当者：ポートフォリオ・マネジャーがアナリストを兼務し、各々担当業種内の銘柄調査を行っています。

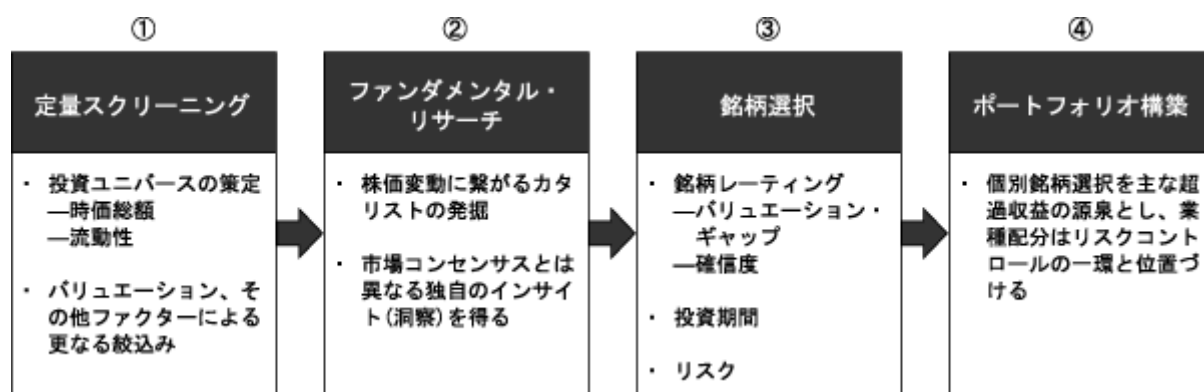
* 2 独自の個別銘柄調査：経営陣の質、テクノロジー動向、市場環境の変化、競争優位性、業界および業界内の魅力度、バリューチェーン分析、一株当たり利益の成長性、株価上昇に不可欠なカタリスト(きっかけ)の有無、バリュエーション(企業の収益、純資産、キャッシュフロー等に照らして見た株価の割安度)
「バリューチェーン分析」とは、最終的な製品が消費者に届くまでに関与した様々な企業がどのように貢献して付加価値を生み出していくかを分析することをいいます。

* 3 カタリスト：株価を動かす要因。

* 4 ここでの「リスク」とは、ベンチマークからの乖離の度合いを指します。

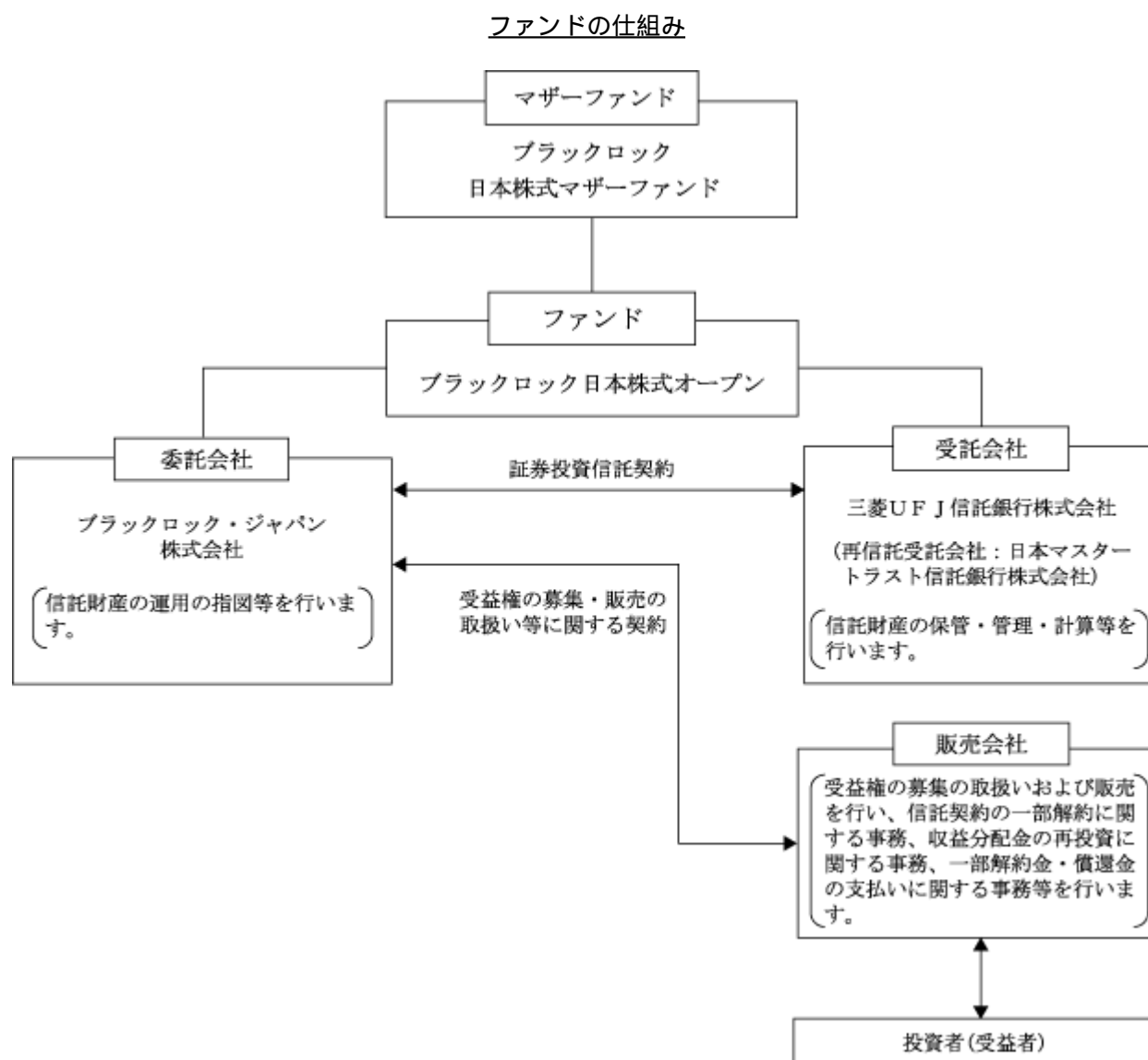
* 5 運用戦略・市況動向によっては、銘柄数の範囲を変更する場合があります。

運用プロセス図



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの仕組み】



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、受益者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、一部解約事務、受益者に対する収益分配金および一部解約金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

本書提出日現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 485,000千円

b . 沿革

年	月	沿 革
1988年	3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社設立 (英国大手金融グループのパークレイズ・グループ投資銀行部門における資産運用会社 BZW Investment Management 100%出資)
1988年	6月	証券投資顧問業者として登録
1989年	1月	投資一任業務認可を取得
1994年	11月	「ビーゼッドダブリュー投資顧問株式会社」に社名変更
1998年	3月	投資信託委託業務免許を取得 「パークレイズ投信株式会社」に社名変更
1999年	1月	パークレイズ・バンクPLC100%出資となる
2000年	7月	パークレイズ・バンクPLCの直轄体制から、パークレイズ・グローバル・インベスターズ(BGI)グループの経営傘下に入る
2001年	6月	「パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社」に社名変更
2001年	7月	パークレイズ・バンクPLCからパークレイズ・グローバル・インベスターズ・ユークー・ホールディングス・リミテッドへ株主異動
2004年	4月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社と合併 パークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社を存続会社として 「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」へ商号変更
2007年	9月	証券業登録、パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社へ商号変更
2007年	9月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社へ商号変更
2008年	7月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併
2009年	12月	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として「ブラックロック・ジャパン株式会社」へ商号変更

c . 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー	9,238株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドの投資態度

- a．主としてブラックロック日本株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資します。
- b．東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）をベンチマークとし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- c．投資状況に応じ、ブラックロック日本株式マザーファンドと同様の運用を行うことができます。また市況動向や資金動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資態度

- a．わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。株式への投資にあたっては、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資します。
- b．東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）をベンチマークとし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。
- c．運用にあたっては、国際的視野に立ちマクロ経済・産業調査および当社独自の企業調査により選択した中長期的成長が見込まれる銘柄に投資します。

(2)【投資対象】

当ファンドの投資対象

- a．投資対象とする資産の種類（約款第15条の2）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限り、ます。）

(c) 金銭債権

(d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限り、ます。）

b. 投資対象とする有価証券（約款第16条第1項）

委託会社は信託金を主としてブラックロック日本株式マザーファンド受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券(新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ)
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (n) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (t) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c．投資対象とする金融商品（約款第16条第2項）

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

マザーファンドの投資対象

a．投資対象とする資産の種類（約款第9条の2）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第18条に定めるものに限ります。）

(c) 金銭債権

(d) 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

b．投資対象とする有価証券（約款第10条第1項）

委託会社は信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(a) 株券または新株引受権証書

(b) 国債証券

(c) 地方債証券

(d) 特別の法律により法人の発行する債券

(e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- (f) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ)
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (n) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (t) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c．投資対象とする金融商品（約款第10条第2項）

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

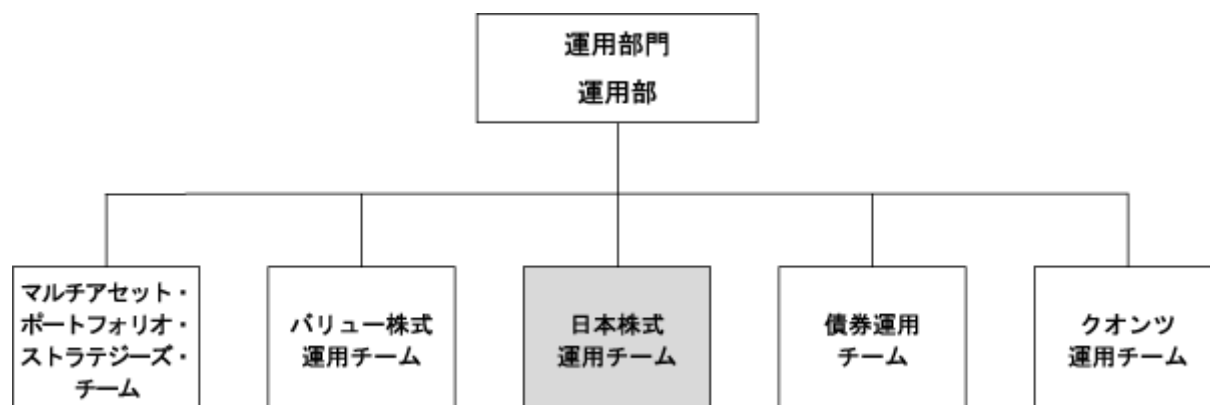
(3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規定により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、日本株式運用チーム（7名程度）が担当いたします。



日本株式運用チームの概要

ポートフォリオ・マネジャーがアナリストを兼任して複数の担当業種を持ち、運用チーム全体で調査活動を行います（＝チーム運用）。すべての情報は共有され、最終的な投資判断は運用チームで検討します。

個別企業の調査を最も重視します。ファンダメンタル分析に基づくボトムアップ・アプローチによる継続的な調査を行います。

透明性と一貫性の高い投資判断を行います。

世界各国に拠点のあるブラックロック・グループのグローバルな調査・運用能力を最大限に活用します。

上記の内容は、平成21年10月末現在の当ファンドの委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社における当ファンドの運用体制です。当ファンドの委託会社としての業務は、平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン株式会社との合併によりパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継されました。

運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約1.37兆ドル^{*}（約132兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家及び個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメント及びオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシング及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

^{*} 2009年6月末現在。（円換算レートは1ドル＝96.485円を使用）

(4)【分配方針】

年2回の毎決算時（3月15日、9月15日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

収益分配方針

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

a．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該信託報酬に係る消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

a．投資する株式等の範囲（約款第18条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものその他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 上記(a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- b．投資する株式等への投資比率の制限（「運用の基本方針」2 運用方法 (3)投資制限 および約款第16条第3項）
- (a) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。
- (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- * 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。
- c．同一銘柄の株式等への投資制限(約款第19条)
- (a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- d．同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第23条)
- 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e．外貨建資産への投資制限(約款第28条)
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第29条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- g．投資する投資信託証券への投資制限(約款第16条第5項)
- 投資信託証券(親投資信託は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h．私募有価証券等への投資制限(約款第16条第7項)

私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)及び市場価格で売却できない外債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

i．信用取引の運用指図(約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j．先物取引の運用指図(約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図(約款第22条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) 親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第24条)

- (a) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m．有価証券の貸付けの指図(約款第25条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n．公社債の空売りの指図範囲(約款第26条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o．公社債の借入れ(約款第27条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

p．外国為替予約の指図(約款第30条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

q．資金の借入れ(約款第38条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

マザーファンドの約款で定める投資制限

a．投資する株式等の範囲(約款第12条)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものその他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

b．投資する株式等への投資比率の制限(「運用の基本方針」2 運用方法 (3)投資制限 および約款第10条第3項)

- (a) 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。
- (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

c．同一銘柄の株式等への投資制限(約款第13条)

- (a) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第17条)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e．外貨建資産への投資制限(約款第22条)

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第23条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．投資する投資信託証券への投資制限(約款第10条第4項)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

h．私募有価証券への投資制限(約款第10条第5項)

私募により募集された国内の社債(短期社債等を除く)及び市場価格で売却できない外債への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

i．信用取引の指図範囲(約款第14条)

(a) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j．先物取引等の運用指図(約款第15条)

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用のため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。))の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。))の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。))に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図(約款第16条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第18条)

- (a) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m．有価証券の貸付けの指図(約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n．公社債の空売りの指図範囲(約款第20条)

- (a) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o . 公社債の借入れ(約款第21条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

p . 外国為替予約取引の指図(約款第24条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

投信法等関係法令で定める主な投資制限

a . デリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとする。

b．同一の法人の発行する株式(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産に生じた損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の主な変動要因(当ファンドの投資内容がもたらすリスク)

a．国内株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、日本国内に本拠を置く企業の普通株式を主要投資対象とします。したがって、国内の経済および市場動向または組入株式の発行会社の財務状況が運用成果に強い影響を与えることがあります。組入株式の株価および配当金の変化によって、当ファンドおよびマザーファンドの基準価額は変動します。

b．中小型株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

c．オプション、先物、その他投資手法のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、証券先物・オプション、指数先物・オプション、通貨先物・オプションおよび金利スワップ等さまざまな投資手法を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、および証券価格、市場金利、為替の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられるものです。このような投資手法を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性があります。こうした投資手法は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．取得申込および解約申込の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付および解約申込の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込の受付および解約申込の受付についても取り消す場合があります。

b．信託の途中終了

当ファンドは一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

委託会社の運用チームによるリスク管理

委託会社の運用チームにおいて、定期的にパフォーマンスやリスク等の確認を行っています。

リスク・クオンツ分析部による運用及びリスクの分析

当該商品の運用分析およびリスク分析は委託会社の「リスク・クオンツ分析部」が行っております。さらに、分析結果について定期的にレビューを行い、委託会社の運用チームへ助言をしています。

上記の内容は、平成21年10月末現在の当ファンドの委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社における当ファンドの投資リスクの管理体制です。当ファンドの委託会社としての業務は、平成21年12月2日にブラックロック・ジャパン株式会社との合併によりパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継されました。

投資リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-4577-9700

(受付時間 営業日の9:00～17:00, 半日営業日は9:00～正午。)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

なお、申込手数料には、消費税等相当額が含まれています。

次の場合には、無手数料となります。

a. 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合

b. 確定拠出年金制度において取得の申込を行う場合

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6065%(税抜 1.53%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年0.7665% (税抜 0.73%)	年0.735% (税抜 0.70%)	年0.105% (税抜 0.10%)	年1.6065% (税抜 1.53%)

信託報酬の支払い

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において一部解約金等の支払資金等に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産中より支弁します。

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。)

一部解約時および償還時の課税について

a．個人の受益者の場合

一部解約時および償還時の差益(譲渡益)が課税対象となります。

b．法人の受益者の場合

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本とします。

個人、法人の課税の取扱いについて

a．個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%、地方税3%）の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除あり）と申告分離課税（平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 一部解約時および償還時の差益の課税について

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。

その税率は平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間については、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率により、また平成24年1月1日以降については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7 % (所得税 7 %、地方税の源泉徴収はありません。) の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となり、益金不算入制度は適用がある場合があります。

平成24年 1 月 1 日以降は、上記の 7 % の税率は、15 % (所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。) になります。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

「ブラックロック日本株式オープン」

(1)【投資状況】(平成21年10月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,728,572,922	100.20
その他資産(負債控除後)		11,665,273	0.20
合計		5,716,907,649	100.00

マザーファンド

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式	日本	6,662,805,900	98.73
その他資産(負債控除後)		85,766,834	1.27
合計		6,748,572,734	100.00

当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2)【投資資産】(平成21年10月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国／ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ブラックロック日本株式マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	6,292,369,203	9,461.60	5,953,607,138	9,104	5,728,572,922	100.20

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 簿価単価及び評価単価は親投資信託受益証券の1万口当たりの価額です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.20

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

ブラックロック日本株式マザーファンド(平成21年10月末現在)

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	106,400	2,447.99	260,465,909	2,880.00	306,432,000	4.54
2	ソニー	日本	株式	電気機器	82,100	2,152.78	176,743,529	2,785.00	228,648,500	3.39
3	三菱ＵＦＪフィナン シャル・グループ	日本	株式	銀行業	335,100	476.16	159,560,705	495.00	165,874,500	2.46
4	東芝	日本	株式	電気機器	305,000	344.54	105,084,948	530.00	161,650,000	2.40
5	三井不動産	日本	株式	不動産業	103,000	1,218.04	125,457,917	1,506.00	155,118,000	2.30
6	三井物産	日本	株式	卸売業	125,800	1,000.35	125,843,895	1,223.00	153,853,400	2.28
7	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	38,400	3,891.02	149,414,980	3,750.00	144,000,000	2.13
8	シャープ	日本	株式	電気機器	143,000	1,064.27	152,191,270	991.00	141,713,000	2.10
9	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	37,600	2,963.65	111,433,426	3,660.00	137,616,000	2.04
10	伊藤ハム	日本	株式	食料品	378,000	348.16	131,604,237	361.00	136,458,000	2.02
11	三井住友フィナン シャルグループ	日本	株式	銀行業	42,400	3,390.79	143,769,616	3,160.00	133,984,000	1.99
12	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	489	271,005.53	132,521,706	256,700.00	125,526,300	1.86
13	三菱商事	日本	株式	卸売業	61,300	1,175.00	72,027,500	1,977.00	121,190,100	1.80
14	エディオン	日本	株式	小売業	163,900	436.92	71,611,371	737.00	120,794,300	1.79
15	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	20,100	4,989.07	100,280,246	5,810.00	116,781,000	1.73
16	東京電力	日本	株式	電気・ガス業	51,700	2,394.06	123,773,118	2,225.00	115,032,500	1.70
17	東京海上ホールディ ングス	日本	株式	保険業	46,400	2,434.07	112,940,951	2,385.00	110,664,000	1.64
18	商船三井	日本	株式	海運業	199,000	516.50	102,784,487	538.00	107,062,000	1.59
19	野村ホールディングス	日本	株式	証券・商品 先物取引業	162,200	542.94	88,064,060	655.00	106,241,000	1.57
20	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	18,500	5,610.55	103,795,086	5,240.00	96,940,000	1.44
21	日清食品ホールディ ングス	日本	株式	食料品	29,700	3,322.49	98,677,841	3,210.00	95,337,000	1.41
22	住友電気工業	日本	株式	非鉄金属	81,600	814.48	66,461,856	1,125.00	91,800,000	1.36
23	エフ・シー・シー	日本	株式	輸送用機器	58,000	1,523.13	88,341,809	1,576.00	91,408,000	1.35
24	東京製鐵	日本	株式	鉄鋼	75,300	1,068.95	80,491,822	1,202.00	90,510,600	1.34
25	伯東	日本	株式	卸売業	110,100	783.09	86,218,195	818.00	90,061,800	1.33
26	K D D I	日本	株式	情報・通信業	172	445,819.66	76,680,982	484,000.00	83,248,000	1.23
27	日本新薬	日本	株式	医薬品	66,000	1,227.06	80,985,977	1,254.00	82,764,000	1.23
28	T D K	日本	株式	電気機器	15,300	4,388.09	67,137,765	5,340.00	81,702,000	1.21
29	オリックス	日本	株式	その他金融業	13,330	5,607.73	74,751,010	6,010.00	80,113,300	1.19
30	ローム	日本	株式	電気機器	13,100	5,632.64	73,787,710	6,090.00	79,779,000	1.18

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率(%)
株式		98.73
	業種	
	電気機器	14.38
	輸送用機器	9.59
	卸売業	7.00
	情報・通信業	6.98
	銀行業	6.70
	食料品	5.29
	化学	5.16
	機械	4.71
	小売業	4.06
	電気・ガス業	3.89
	医薬品	3.43
	不動産業	2.97
	サービス業	2.55
	鉄鋼	2.36
	非鉄金属	2.29
	陸運業	2.16
	ガラス・土石製品	2.13
	建設業	1.74
	精密機器	1.67
	保険業	1.64
	海運業	1.59
	証券・商品先物取引業	1.57
	その他金融業	1.19
	繊維製品	1.03
	鉱業	0.67
	ゴム製品	0.66
	石油・石炭製品	0.47
	その他製品	0.43
	パルプ・紙	0.43

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年10月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3期(平成12年3月15日)	29,509,922,991	30,446,964,815	1.5746	1.6246
第4期(平成12年9月18日)	35,510,609,382	(同左)	1.3807	(同左)
第5期(平成13年3月15日)	30,612,684,656	(同左)	1.0714	(同左)
第6期(平成13年9月17日)	25,493,510,733	(同左)	0.8656	(同左)
第7期(平成14年3月15日)	25,171,902,066	(同左)	0.9492	(同左)
第8期(平成14年9月17日)	21,141,200,820	(同左)	0.8289	(同左)
第9期(平成15年3月17日)	16,179,333,630	(同左)	0.6975	(同左)
第10期(平成15年9月16日)	19,865,728,514	(同左)	0.9262	(同左)
第11期(平成16年3月15日)	18,307,064,539	(同左)	0.9313	(同左)
第12期(平成16年9月16日)	16,763,023,808	16,781,058,075	0.9295	0.9305
第13期(平成17年3月15日)	16,128,811,631	(同左)	0.9725	(同左)
第14期(平成17年9月15日)	15,680,237,893	(同左)	1.0902	(同左)
第15期(平成18年3月15日)	18,040,257,821	(同左)	1.3743	(同左)
第16期(平成18年9月15日)	16,427,846,665	(同左)	1.2966	(同左)
第17期(平成19年3月15日)	16,172,889,776	(同左)	1.3900	(同左)
第18期(平成19年9月18日)	12,599,634,194	(同左)	1.2297	(同左)
第19期(平成20年3月17日)	9,400,395,734	(同左)	0.9340	(同左)
第20期(平成20年9月16日)	8,183,007,857	(同左)	0.8386	(同左)
第21期(平成21年3月16日)	5,190,250,744	(同左)	0.5267	(同左)
第22期(平成21年9月15日)	6,073,733,653	(同左)	0.6633	(同左)
平成20年10月末現在	6,247,417,565	—	0.6452	—
平成20年11月末現在	6,032,757,366	—	0.6241	—
平成20年12月末現在	6,120,424,178	—	0.6386	—
平成21年1月末現在	5,582,947,896	—	0.5844	—
平成21年2月末現在	5,388,214,858	—	0.5460	—
平成21年3月末現在	5,391,096,567	—	0.5520	—
平成21年4月末現在	5,795,442,223	—	0.5970	—
平成21年5月末現在	6,137,991,198	—	0.6451	—
平成21年6月末現在	6,184,270,243	—	0.6635	—
平成21年7月末現在	6,214,982,643	—	0.6723	—
平成21年8月末現在	6,342,487,312	—	0.6868	—
平成21年9月末現在	5,933,906,031	—	0.6494	—
平成21年10月末現在	5,716,907,649	—	0.6369	—

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第3期	0.0500
第4期	—
第5期	—
第6期	—
第7期	—
第8期	—
第9期	—
第10期	—
第11期	—
第12期	0.0010
第13期	—
第14期	—
第15期	—
第16期	—
第17期	—
第18期	—
第19期	—
第20期	—
第21期	—
第22期	—

【収益率の推移】

	収益率(%)
第3期	24.6
第4期	12.3
第5期	22.4
第6期	19.2
第7期	9.7
第8期	12.7
第9期	15.9
第10期	32.8
第11期	0.6
第12期	0.1
第13期	4.6
第14期	12.1
第15期	26.1
第16期	5.7
第17期	7.2
第18期	11.5
第19期	24.0
第20期	10.2
第21期	37.2
第22期	25.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

- 平成10年7月1日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
- 平成18年10月1日 ファンド名称変更
「メリルリンチ日本株式オープン」は「ブラックロック日本株式オープン」へ、
「メリルリンチ日本株式マザーファンド」は「ブラックロック日本株式マザー
ファンド」へ変更
- 平成19年1月4日 投信振替制度への移行
- 平成21年12月2日 ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパー
クレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・
ジャパン株式会社）に承継

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の取得申込者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

また、当該販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって累積投資契約^{*}を締結します。また、確定拠出年金制度において取得申込を行う場合は、当該規定に従うものとします。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(2) 申込期間

ファンドの取得申込は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

お申込みの受付は、申込期間における販売会社の各営業日の午後3時(半日立会日は午前11時)までに受けたものを当日の申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。

確定拠出年金制度において取得の申込を行う場合には前記と異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-4577-9700

(受付時間 営業日の9:00~17:00、半日営業日は9:00~正午。)

ホームページアドレス: <http://www.blackrock.co.jp>

(4) 申込単位

お申込みは1万円以上1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる申込単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社へお問合せください。

ただし、収益分配金再投資の場合は1円単位とします。

販売会社が定時定額購入サービス等(当該サービスの名称は販売会社によって異なることがありその場合、当該別の名称に読み替えるものとします。)を取扱う場合、当該販売会社が別に定める申込単位となる場合があります。定時定額購入サービス等の取扱いの有無は販売会社により異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度において取得の申込を行う場合は1円単位の申込も可能とします。

(5) 申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、申込価額には申込手数料は含まれておりません。

(6) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、申込手数料には消費税等相当額が含まれています。

次の場合には、無手数料となります。

a. 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合

b. 確定拠出年金制度において取得の申込を行う場合

(7) 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(8) 取得申込代金の計算とお支払い

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の基準価額×取得申込の口数)に、申込手数料を加算した金額を申込代金として、お申込みの販売会社にその指定日までに支払うものとします。

2【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約の申込と受付

受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口以上1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

販売会社によって上記と異なる解約単位を別に定める場合があります。一部解約の請求の受付は、午後3時(半日立会日は午前11時)までとなっております。ただし受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

一部解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

確定拠出年金制度に基づく受益者が一部解約の請求を行う場合は1円単位の請求も可能とします。また、一部解約の請求の受付時間についても異なる取扱いをしている場合があります。詳細は販売会社にご確認ください。

(2) 解約の価額

一部解約の価額は、一部解約の実行請求受付日の基準価額とします。なお手取額は、一部解約の実行請求受付日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者が一部解約の実行請求を行った場合を除きます。

当ファンドの解約価額等につきましては販売会社または下記にお問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 03-4577-9700

(受付時間 営業日の9:00~17:00、半日営業日は9:00~正午。)

(3) 解約請求受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限があります。

(4) 解約代金の支払い

解約代金は原則として一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(5) 一部解約の実行の請求の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。受益者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「日本株式」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価します。

(参考)マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 03-4577-9700

(受付時間 営業日の9:00～17:00、半日営業日は9:00～正午。)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4) 【計算期間】

計算期間は毎年3月16日から9月15日および9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a．委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d．c．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．d．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．の信託契約の解約を行いません。
- f．委託会社は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．d．からf．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ～ e . の規定に従います。

運用報告書等の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、お買付けいただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)にお支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社の一部解約を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(平成20年9月17日から平成21年3月16日まで)の財務諸表については、監査法人トーマツにより監査を受け、また、第22期計算期間(平成21年3月17日から平成21年9月15日まで)の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

- (3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ブラックロック日本株式マザーファンド」の貸借対照表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

ブラックロック日本株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 (平成21年 3 月16日現在)	第22期 (平成21年 9 月15日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	5,239,105,797	6,122,182,752
未収入金	966,673	5,113,142
流動資産合計	5,240,072,470	6,127,295,894
資産合計	5,240,072,470	6,127,295,894
負債の部		
流動負債		
未払解約金	966,673	5,113,142
未払受託者報酬	3,193,091	3,166,569
未払委託者報酬	45,661,962	45,282,530
流動負債合計	49,821,726	53,562,241
負債合計	49,821,726	53,562,241
純資産の部		
元本等		
元本	9,854,285,730	9,157,086,969
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,664,034,986	3,083,353,316
（分配準備積立金）	1,587,793,991	1,455,842,185
純資産合計	5,190,250,744	6,073,733,653
負債純資産合計	5,240,072,470	6,127,295,894

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日)	第22期 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	2,972,924,875	1,375,486,687
営業収益合計	2,972,924,875	1,375,486,687
営業費用		
受託者報酬	3,193,091	3,166,569
委託者報酬	45,661,962	45,282,530
営業費用合計	48,855,053	48,449,099
営業利益又は営業損失（ ）	3,021,779,928	1,327,037,588
経常利益又は経常損失（ ）	3,021,779,928	1,327,037,588
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,021,779,928	1,327,037,588
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	88,441,601	86,726,408
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,574,938,298	4,664,034,986
剰余金増加額又は欠損金減少額	77,237,630	390,069,579
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	77,237,630	390,069,579
剰余金減少額又は欠損金増加額	232,995,991	49,699,089
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	232,995,991	49,699,089
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,664,034,986	3,083,353,316

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第21期 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日)	第22期 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で時価評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 第21期計算期間は、第20期計算期末及び第21期計算期末が休業日であったため、平成20年 9月17日から平成21年 3月16日までとなっております。	計算期間の取扱い 第22期計算期間は、第21期計算期末が休業日であったため、平成21年 3月17日から平成21年 9月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期 (平成21年 3月16日現在)	第22期 (平成21年 9月15日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	9,854,285,730口	9,157,086,969口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 4,664,034,986円	元本の欠損 3,083,353,316円
3 1口当たり純資産額	0.5267円	0.6633円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日)	第22期 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
1 分配金の計算過程	第21期計算期末における、配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(2,933,338,327円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(1,186,920,863円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,866,316,123円)、分配準備積立金(1,587,793,991円)により、分配対象収益は4,454,110,114円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第22期計算期末における、配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(1,190,536,120円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,683,138,350円)、分配準備積立金(1,455,842,185円)により、分配対象収益は4,138,980,535円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。
2 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	当期一部解約に伴う欠損金減少額及び当期追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。	同左

(税効果会計に関する注記)

第21期 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日)	第22期 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日)	第22期 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第21期 (自 平成20年 9月17日 至 平成21年 3月16日)	第22期 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第21期 (平成21年 3 月16日現在)	第22期 (平成21年 9 月15日現在)
期首元本額	9,757,946,155円	9,854,285,730円
期中追加設定元本額	565,699,203円	127,504,151円
期中一部解約元本額	469,359,628円	824,702,912円

2 有価証券関係

第21期(平成21年 3 月16日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,239,105,797	2,886,100,392

第22期(平成21年 9 月15日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,122,182,752	1,287,350,976

3 デリバティブ取引関係

第21期 (自 平成20年 9 月17日 至 平成21年 3 月16日)	第22期 (自 平成21年 3 月17日 至 平成21年 9 月15日)
当ファンドはデリバティブ取引を行っていないため、該 当事項はありません。	同左

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考(円)
親投資信託受益証券	ブラックロック日本株式マザーファンド	6,470,284,033	6,122,182,752	9,462

(注) 備考欄は親投資信託受益証券の1万口当たりの基準価額です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック日本株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成21年9月15日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ブラックロック日本株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	(平成21年9月15日現在)
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	92,594,522
株式	7,090,234,000
未収入金	124,907,577
未収配当金	1,982,400
流動資産合計	7,309,718,499
資産合計	7,309,718,499
負債の部	
流動負債	
未払金	113,641,734
未払解約金	5,113,142
流動負債合計	118,754,876
負債合計	118,754,876
純資産の部	
元本等	
元本	7,599,683,851
剰余金	
欠損金	408,720,228
純資産合計	7,190,963,623
負債・純資産合計	7,309,718,499

[次へ](#)

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成21年 3 月17日 至 平成21年 9 月15日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券（ただし、ジャスダック上場株式は除く）は、原則として当該取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。 なお、ジャスダック上場株式は、原則として計算日におけるジャスダック証券取引所が発表する基準値段で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年 9月15日現在)
1 当該計算期間の末日における 受益権総数	7,599,683,851口
2 投資信託財産の計算に関する 規則第55条の6 第10号に規定 する額	元本の欠損 408,720,228円
3 1口当たり純資産額	0.9462円

(税効果会計に関する注記)

(自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(平成21年 9月15日現在)	
同計算期間の期首元本額	8,143,775,107円
同計算期間中の追加設定元本額	151,106,511円
同計算期間中の一部解約元本額	695,197,767円
同計算期間末日の元本額	7,599,683,851円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック日本株式オープン	6,470,284,033円
B R 日本株式ファンド	1,129,399,818円
合計	7,599,683,851円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	(平成21年 9 月15日現在)	
種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	7,090,234,000	922,157,385

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

(自 平成21年 3 月17日 至 平成21年 9 月15日)
当ファンドはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
石油資源開発	10,300	4,700	48,410,000	
大成建設	314,000	192	60,288,000	
積水ハウス	81,000	849	68,769,000	
日清食品ホールディングス	30,200	3,400	102,680,000	
日本たばこ産業	505	291,400	147,157,000	
ゲンゼ	200,000	415	83,000,000	
レンゴー	60,000	574	34,440,000	
クラレ	33,000	968	31,944,000	
クレハ	47,000	526	24,722,000	
東ソー	244,000	250	61,000,000	
堺化学工業	124,000	432	53,568,000	
エア・ウォーター	58,000	1,075	62,350,000	
富士フイルムホールディングス	42,200	2,715	114,573,000	
藤森工業	27,300	1,313	35,844,900	
ニフコ	29,100	1,572	45,745,200	
田辺三菱製薬	54,000	1,195	64,530,000	
エーザイ	10,500	3,400	35,700,000	
第一三共	41,000	1,880	77,080,000	
キヨーリン	34,000	1,498	50,932,000	
新日鉱ホールディングス	89,000	463	41,207,000	
横浜ゴム	115,000	446	51,290,000	
日本板硝子	168,000	311	52,248,000	
日本碍子	36,000	2,020	72,720,000	
新日本製鐵	200,000	335	67,000,000	
東京製鐵	78,500	1,146	89,961,000	
三菱マテリアル	267,000	276	73,692,000	
住友電気工業	85,100	1,185	100,843,500	
旭ダイヤモンド工業	148,000	710	105,080,000	
エヌ・ピー・シー	28,600	2,490	71,214,000	
クボタ	94,000	721	67,774,000	
栗田工業	24,400	3,050	74,420,000	
東芝	351,000	464	162,864,000	
山洋電気	19,000	470	8,930,000	
日本電気	229,000	302	69,158,000	
セイコーエプソン	53,500	1,260	67,410,000	
シャープ	147,000	1,044	153,468,000	
ソニー	59,000	2,420	142,780,000	
T D K	16,400	5,430	89,052,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
フェローテック	31,300	1,190	37,247,000	
ウシオ電機	42,300	1,650	69,795,000	
ローム	13,600	6,010	81,736,000	
デンソー	15,700	2,550	40,035,000	
トヨタ自動車	62,700	3,750	235,125,000	
本田技研工業	110,900	2,795	309,965,500	
豊田合成	20,600	2,505	51,603,000	
エフ・シー・シー	36,800	1,501	55,236,800	
ニコン	32,000	1,528	48,896,000	
ニプロ	31,200	2,095	65,364,000	
ヤマハ	31,800	1,115	35,457,000	
リンテック	29,100	1,780	51,798,000	
東京電力	59,200	2,370	140,304,000	
関西電力	46,100	2,115	97,501,500	
東北電力	48,600	1,997	97,054,200	
東日本旅客鉄道	20,700	6,360	131,652,000	
日本通運	79,000	377	29,783,000	
商船三井	207,000	583	120,681,000	
全日本空輸	75,000	272	20,400,000	
I Tホールディングス	18,700	1,290	24,123,000	
日本電信電話	30,800	4,220	129,976,000	
K D D I	255	563,000	143,565,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	36,500	2,450	89,425,000	
ソフトバンク	36,300	2,015	73,144,500	
双日	421,700	184	77,592,800	
伯東	110,100	878	96,667,800	
三井物産	103,500	1,208	125,028,000	
日立ハイテクノロジーズ	26,200	1,765	46,243,000	
三菱商事	64,000	1,915	122,560,000	
エディオン	168,200	833	140,110,600	
D C M J a p a nホールディングス	117,500	599	70,382,500	
ドトール・日レスホールディングス	35,000	1,390	48,650,000	
マツモトキヨシホールディングス	18,700	2,215	41,420,500	
三菱U F Jフィナンシャル・グループ	349,500	535	186,982,500	
三井住友フィナンシャルグループ	44,300	3,630	160,809,000	
千葉銀行	60,000	589	35,340,000	
横浜銀行	58,000	477	27,666,000	
静岡銀行	64,000	912	58,368,000	
みずほフィナンシャルグループ	430,600	198	85,258,800	
野村ホールディングス	169,100	719	121,582,900	
東京海上ホールディングス	48,300	2,640	127,512,000	
オリックス	13,750	6,380	87,725,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
三井不動産	108,000	1,781	192,348,000	
エヌ・ティ・ティ都市開発	376	96,500	36,284,000	
スタジオアリス	67,400	910	61,334,000	
メッセージ	375	178,000	66,750,000	
サイバーエージェント	589	108,500	63,906,500	
ベネッセコーポレーション	15,000	4,400	66,000,000	
合計(86銘柄)	7,258,950		7,090,234,000	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

ブラックロック日本株式オープン(平成21年10月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	5,741,696,291円
負債総額	24,788,642円
純資産総額(-)	5,716,907,649円
発行済数量	8,976,014,141口
1 単位当たり純資産額(/)	0.6369円

(参考情報)

ブラックロック日本株式マザーファンド(平成21年10月末現在)

純資産額計算書

資産総額	6,773,092,971円
負債総額	24,520,237円
純資産総額(-)	6,748,572,734円
発行済数量	7,412,512,706口
1 単位当たり純資産額(/)	0.9104円

第 5 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第 3 期	12,448,327,708	3,197,452,930	18,740,836,484
第 4 期	9,286,446,636	2,308,061,478	25,719,221,642
第 5 期	5,808,455,126	2,954,119,069	28,573,557,699
第 6 期	5,491,548,158	4,614,672,278	29,450,433,579
第 7 期	2,417,850,116	5,347,917,520	26,520,366,175
第 8 期	1,272,450,849	2,286,990,850	25,505,826,174
第 9 期	1,201,595,907	3,512,244,797	23,195,177,284
第10期	795,929,941	2,543,398,964	21,447,708,261
第11期	781,120,343	2,571,050,037	19,657,778,567
第12期	502,015,794	2,125,526,946	18,034,267,415
第13期	410,222,011	1,858,850,747	16,585,638,679
第14期	140,061,769	2,342,708,570	14,382,991,878
第15期	731,945,309	1,988,462,303	13,126,474,884
第16期	586,375,163	1,042,800,854	12,670,049,193
第17期	671,698,565	1,706,924,187	11,634,823,571
第18期	300,864,092	1,689,889,121	10,245,798,542
第19期	326,539,310	508,100,279	10,064,237,573
第20期	122,636,176	428,927,594	9,757,946,155
第21期	565,699,203	469,359,628	9,854,285,730
第22期	127,504,151	824,702,912	9,157,086,969

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 485,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 9,238株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成16年4月1日付で、資本金を金414,000千円から475,000千円に増額しました。

平成20年7月1日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

< 株主総会 >

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

< 取締役会 >

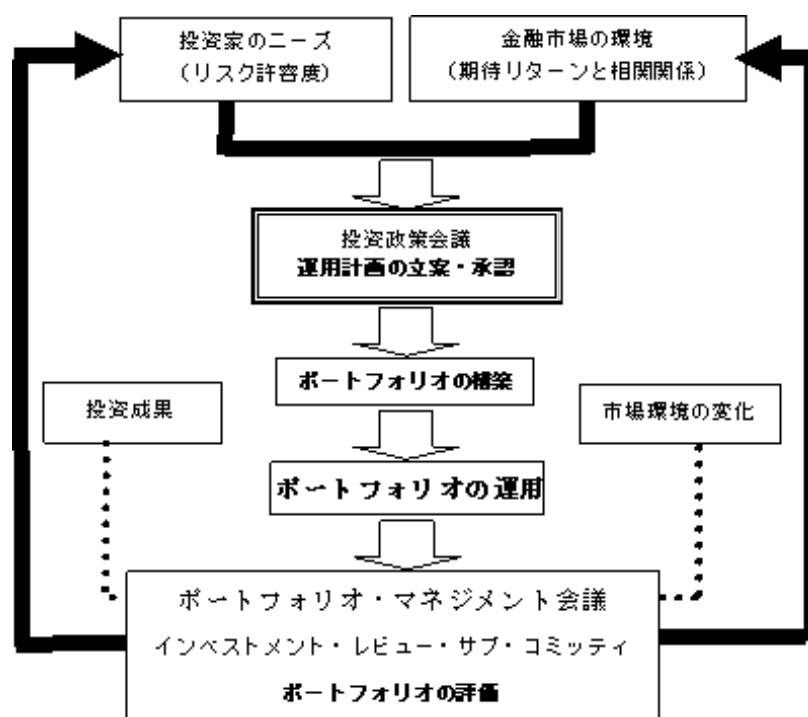
取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また、取締役の職務の執行を監督します。

< 経営会議 >

経営会議は、代表取締役の権限範囲内の事項につき、実施事項を決定承認し、業務を執行します。

経営会議の下部組織として、重要な営業戦略と商品戦略を検討するプロダクト・マネジメント・サブ・コミッティ、運用実績及び運用ガイドラインの遵守状況を確認するインベストメント・レビュー・サブ・コミッティ及びリスク管理全般について検討するリスク・アンド・コンプライアンス・サブ・コミッティを設置します。各サブ・コミッティの検討事項は、経営会議で決定され、実行されます。

運用の意思決定機構



（参考情報）旧ブラックロック・ジャパン株式会社における運用の意思決定機構

グループ

- ・ ブラックロック・グループの投資戦略委員会(Central Strategy Group)がグループとしての基本的な選好資産の枠組みを決定します。

委託会社

- ・ CSGで決定された方針をベースに委託会社のマルチアセット・ポートフォリオ・ストラテジーズ・チームが投資戦略を策定します。

運用チーム

- ・ 各運用チームでは、その戦略にのっとり、独自の運用プロセスを通して運用を行います。
各チームはファンドの具体的な運用実施計画を策定します。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ ポートフォリオ・マネジャーは、チームの運用実施計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・ リスク・クオンツ分析部において、当該商品の運用分析およびリスク分析等を行います。さらに分析結果について定期的にレビューを行い、運用チームへ助言をします。

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社は、平成21年12月2日をもって、ブラックロック・ジャパン株式会社と合併し、商号をブラックロック・ジャパン株式会社に変更しました。

上記の運用の意思決定機構については、合併存続会社である「旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」の平成21年11月末時点の内容を記載しております。また、参考情報として合併非存続会社である「旧ブラックロック・ジャパン株式会社」の運用の意思決定機構についても併せて記載しております。

2【事業の内容及び営業の概況】

- (1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業及び投資助言業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める、第一種金融商品取引業を行っています。
- (2) 委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）のファンドの種類別の本数及び純資産額の合計額は以下のとおりです。

（平成21年 8 月末現在）

基本的性格	ファンドの本数	純資産額（百万円）
追加型株式投資信託	80本	1,313,694
合 計	80本	1,313,694

（参考情報）

旧ブラックロック・ジャパン株式会社（平成21年 9 月末現在）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	34本	181,281百万円
	単位型株式投資信託	1本	1,848百万円
私募投資信託		26本	276,431百万円
合計		61本	459,560百万円

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社は、平成21年12月2日をもって、ブラックロック・ジャパン株式会社と合併し、商号をブラックロック・ジャパン株式会社に変更しました。上記は、合併存続会社である「旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」の平成21年8月末時点の内容です。また、参考情報としても合併非存続会社である「旧ブラックロック・ジャパン株式会社」の平成21年9月末現在の内容も併せて記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第21期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第22期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第21期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第22期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第21期 (平成20年 3 月31日現在)	第22期 (平成21年 3 月31日現在)
資産の部			
流動資産			
預金	2	7,739	7,523
立替金		-	0
前払費用		26	84
未収入金		501	680
未収委託者報酬		1,553	845
未収収益		3,403	3,055
差入保証金		-	332
未収還付消費税等		-	78
繰延税金資産		265	310
その他流動資産		33	0
流動資産計		13,523	12,912
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	109	89
器具備品	1	362	316
建設仮勘定		-	256
有形固定資産計		471	662
無形固定資産			
のれん		585	311
その他の無形固定資産		2	2
無形固定資産計		588	314
投資その他の資産			
投資有価証券		0	0
長期前払費用		1	1
長期差入保証金		405	681
預託金		26	-
繰延税金資産		720	623
投資その他の資産計		1,153	1,306
固定資産計		2,213	2,284
資産合計		15,736	15,196

		第21期 (平成20年 3 月31日現在)	第22期 (平成21年 3 月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		-	61
未払費用		2,778	1,476
未払法人税等		1,439	307
未払消費税		152	-
賞与引当金		1,175	715
その他流動負債		105	-
流動負債計		5,651	2,560
固定負債			
長期借入金	2	3,300	3,300
退職給付引当金		117	287
固定負債計		3,417	3,587
負債合計		9,069	6,147
純資産の部			
株主資本			
資本金		475	485
資本剰余金			
資本準備金		366	366
資本剰余金合計		366	366
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		5,489	7,860
利益剰余金合計		5,825	8,197
株主資本合計		6,666	9,048
純資産合計		6,666	9,048
負債・純資産合計		15,736	15,196

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第21期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,243	5,066
運用受託報酬	-	8,233
投資顧問料	9,029	-
その他営業収益	2,220	3,498
営業収益計	19,493	16,798
営業費用		
支払手数料	1,902	2,005
広告宣伝費	36	104
調査費		
調査費	7	9
情報機器関連費	179	237
調査費計	187	246
委託計算費	146	152
営業雑費		
通信費	37	92
印刷費	28	34
諸会費	34	32
営業雑費計	100	159
営業費用計	2,374	2,668
一般管理費		
給料		
役員報酬	486	248
給料・手当	1,226	3,203
賞与	1,904	1,056
給料計	3,617	4,508
その他の人件費	-	5
退職給付費用負担金	179	399
法定福利費	202	307
福利厚生費	28	45
事務委託費	7,121	3,716
事務用品費	-	7
交際費	3	3
旅費交通費	129	126
採用費	123	100
租税公課	61	59
不動産賃借料	326	837
水道光熱費	14	77
固定資産減価償却費	35	226
のれん償却費	273	273
賃借料	2	7
消耗器具備品費	52	15
修繕維持費	16	23
不動産仲介手数料	-	60
教育研修費	32	61
諸経費	43	110
一般管理費計	12,263	10,974

	第21期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業利益	4,855	3,155
営業外収益		
受取利息	-	1
為替差益	32	37
投信償還益	0	0
その他営業外収益	-	3
営業外収益計	32	42
営業外費用		
支払利息	16	64
投信償還損	0	0
営業外費用計	16	64
経常利益	4,871	3,133
特別利益		
賞与引当金戻入益	-	129
前期損益修正益	-	647
特別利益計	-	776
特別損失		
固定資産除却損	-	7
原状回復費	-	43
特別退職金	-	80
前期損益修正損	-	45
特別損失計	-	177
税引前当期純利益	4,871	3,732
法人税、住民税及び事業税	2,628	1,601
法人税等調整額	286	114
当期純利益	2,529	2,016

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第21期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	475	475
当期変動額		
新株の発行	-	10
当期変動額合計	-	10
当期末残高	475	485
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
資本剰余金合計		
前期末残高	366	366
当期末残高	366	366
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	336	336
当期末残高	336	336
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	0	-
当期変動額		
特別償却準備金取崩	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,959	5,489
当期変動額		
特別償却準備金取崩	0	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,371
当期末残高	5,489	7,860
利益剰余金合計		
前期末残高	3,296	5,825
当期変動額		
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,371
当期末残高	5,825	8,197

	第21期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第22期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本合計		
前期末残高	4,137	6,666
当期変動額		
新株の発行	-	10
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,381
当期末残高	6,666	9,048
純資産合計		
前期末残高	4,137	6,666
当期変動額		
新株の発行	-	10
特別償却準備金取崩	-	-
企業結合による利益剰余金の増加	-	355
当期純利益	2,529	2,016
当期変動額合計	2,529	2,381
当期末残高	6,666	9,048

(重要な会計方針)

期 別 項 目	第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び 評価方法	その他の有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。	その他の有価証券で時価のあるもの 同 左
2．固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度 より、平成19年 4 月 1 日以降に取得し た有形固定資産について、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に変 更しております。 これにより営業利益、経常利益及び 税引前当期純利益は、それぞれ 2 百万 円減少しております。 当事業年度の後半に固定資産管理シ ステムの導入を予定しており、導入に 際し法人税法の改正を反映させるこ ととしていたため、当中間期において 当事業年度に採用した会計処理を採 用しませんでした。これにより当中間 期の営業利益、経常利益及び税引前当 期純利益に与える影響は軽微であり ます。 - (2) 無形固定資産 のれんについては、定額法により償 却しております。	(1) 有形固定資産 同 左 - (追加情報) 平成21年 6 月に予定しております事 務所の移転に伴い、除却を予定してい る有形固定資産について、従来、耐用 年数を 2 年～15年としておりました が、除却を決定した平成20年 8 月よ り、残存耐用年数を平成20年 8 月か ら平成21年 6 月までの11ヶ月に変更し ております。 これにより、当期の営業利益、経常利 益及び税引前当期利益はそれぞれ116 百万円減少しております。 (2) 無形固定資産 同 左

期 別 項 目	第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
3．引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。 (2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(1) 退職給付引当金の計上方法 適格退職年金制度 同 左 旧退職金制度 同 左 その他の退職給付制度 同 左 (2) 賞与引当金の計上方法 同 左
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。	同 左
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

(会計方針の変更)

期 別 項 目	第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
1. リース取引に関する会計基準等	-	当事業年度から平成19年 3 月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。
2. 表示方法の変更	-	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から投資一任契約については「運用受託報酬」と表示しております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第21期 (平成20年 3 月31日現在)	第22期 (平成21年 3 月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 12百万円 器具備品 107百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 127百万円 器具備品 218百万円
2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。 預金 3,289百万円 長期借入金 3,300百万円	2 関係会社に対する資産および負債は次の通りであります。 預金 3,224百万円 長期借入金 3,300百万円

(損益計算書関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。 支払利息 16百万円	1 関係会社に対する営業外費用は次の通りであります。 支払利息 64百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日				
第21期(自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日)				
1．発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150	—	—	9,150
合計	9,150	—	—	9,150
2．自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4．配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日				
第22期(自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日)				
1．発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	9,150	88	—	9,238
合計	9,150	88	—	9,238
吸収合併に伴い、普通株式が88株増加いたしました。				
2．自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4．配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
財務諸表等規則附則(平成19年 8 月15日内閣府令第65号)第 9 条第 2 項 2 号の規定に基づき、改正前の財務諸表等規則第 8 条の 6 第 6 項により記載を省略しております。	財務諸表等規則第 8 条の 6 第 1 項により記載を省略しております。

(有価証券関係)

第21期 (平成20年 3 月31日現在)	第22期 (平成21年 3 月31日現在)
その他の有価証券で時価のあるもの 証券投資信託受益証券	その他の有価証券で時価のあるもの 証券投資信託受益証券
取得原価 0百万円	取得原価 0百万円
貸借対照表計上額 0百万円	貸借対照表計上額 0百万円
差額 0百万円	差額 0百万円

(デリバティブ取引関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
該当なし	該当なし

(退職給付関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日								
1. 採用している退職給付制度の概要 適格退職年金制度 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。なお、会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」に規定されている簡便法(以下、簡便法)に基づき、当期末における年金財政計算上の責任準備金の額をもって退職給付債務とする方法によっております。 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。 その他の退職給付制度 従業員の付加的な退職給付制度について、簡便法に基づき、内規に基づく期末要支給額の100%を引当て計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 適格退職年金制度 同左 旧退職金制度 同左 その他の退職給付制度 同左								
2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>117百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>117百万円</td></tr> </table>	退職給付債務	117百万円	退職給付引当金	117百万円	2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>287百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>287百万円</td></tr> </table>	退職給付債務	287百万円	退職給付引当金	287百万円
退職給付債務	117百万円								
退職給付引当金	117百万円								
退職給付債務	287百万円								
退職給付引当金	287百万円								
3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>179百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>179百万円</td></tr> </table>	勤務費用等	179百万円	退職給付費用	179百万円	3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>399百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>399百万円</td></tr> </table>	勤務費用等	399百万円	退職給付費用	399百万円
勤務費用等	179百万円								
退職給付費用	179百万円								
勤務費用等	399百万円								
退職給付費用	399百万円								
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左								

(税効果会計関係)

第21期 (平成20年3月31日現在)	第22期 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因内訳 繰延税金資産 賞与引当金 590百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 47百万円 減価償却費損金算入限度超過額 209百万円 未払費用否認 27百万円 未払事業税 109百万円 資産調整勘定 158百万円 その他 11百万円 繰延税金資産合計 1,154百万円 繰延税金負債 のれん (169)百万円 その他 - 百万円 繰延税金負債合計 (169)百万円 繰延税金資産の純額 985百万円	1. 繰延税金資産の発生的主要原因内訳 繰延税金資産 賞与引当金 363百万円 退職給付引当金損金算入限度超過額 116百万円 減価償却費損金算入限度超過額 244百万円 未払費用否認 110百万円 未払事業税 28百万円 資産調整勘定 118百万円 その他 78百万円 繰延税金資産合計 1,060百万円 繰延税金負債 のれん (126)百万円 その他 - 百万円 繰延税金負債合計 (126)百万円 繰延税金資産の純額 933百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 7.76% その他 0.10% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 48.55% 決算日後に税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)」が公布され、事業税の所得割の標準税率が引き下げられるとともに、新たに地方法人特別税が賦課されることになりました。この変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 5.22% その他 0.67% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.58%

(関連当事者情報)

第21期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

属性	会社等の 名称	住 所	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	東京都渋谷区	百万円 3,150	信託業	なし	なし	投資顧問	助言 (注1)	百万円 271	-	百万円 -
								投資一任 (注3)	1,741	-	-
								事務委託 (注2)	428	-	-
								事業譲受 (注7)			
								譲受資産 合計	767	-	-
								譲受負債 合計	1,085	-	-
								譲受対価 のれん	201	-	-
									519	-	-
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10	サービス業	なし	なし	事務委託	事務委託 (注2)	1,919	未払費用	▲637
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.5%)	なし	投資顧問	投資一任 (注3)	655	未収収益	46
							投資顧問	投資一任 (注3)	618	未払費用	▲46
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業 信託業	なし	役員3名	投資顧問	投資一任 (注3)	307	未収収益	20
							投資顧問	投資一任 (注3)	730	未払費用	▲53
							本部配賦 経費	本部配賦 経費 (注4)	4,461	未払費用	▲920
							その他 営業収益	その他 営業収益 (注5)	473	未収収益	266
親会社	Barclays Bank PLC	London U.k.	2,382百万ポンド	銀行業	間接 (100%)	なし	ローン 借入	借入金 (注6)	3,300	長期 借入金	▲3,300
							支払利息	支払利息 (注6)	16	未払利息	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)助言業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注2)事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注3)投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。

(注4)本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。

(注5)その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。

(注6)ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入しております。

(注7)パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社との事業譲渡については、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定し、事業譲渡契約にて合意しております。

第22期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	Barclays Bank PLC	London U.K.	2,382百万ポンド	銀行業	間接(100%)	ローン借入	借入金(注1)	3,300	長期借入金	▲3,300
							支払利息(注1)	64	未払利息	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社	東京都渋谷区	10百万円	サービス業	なし	事務委託	事務委託(注2)	1,026	未払費用	-
親会社の子会社	Barclays Global Investors Limited	London, U.K.	875千ポンド	投資会社	(9.4%) (注6)	投資顧問	投資一任(注3)	253	未収収益	8
							投資一任(注3)	700	未払費用	▲33
親会社の子会社	Barclays Global Investors N.A.	San Francisco, U.S.A.	1,500千ドル	銀行業 信託業	なし	役員の兼任 投資顧問 本部配賦経費 その他営業収益	投資一任(注3)	117	未収収益	7
							投資一任(注3)	703	未払費用	▲35
							本部配賦経費(注4)	1,402	未払費用	▲307
							その他営業収益(注5)	1,409	未収収益	240
親会社の子会社	Barclays Services (Japan) Limited	London, U.K.	100ポンド	サービス業	なし	事務所賃貸 事務委託	不動産賃借料(注7)	▲98	未収入金	98
							事務委託費(注7)	▲22	未収入金	22

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)ローン借入金については、劣後ローン契約に基づき、平成19年11月30日に18億円を、平成20年1月29日に15億円を借入れております。
- (注2)事務委託業務に関する事務委託費等の支払については、事務委託契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注3)投資一任業務に関する投資顧問報酬の受払については、投資顧問契約に提示された料率を基礎として決定しております。
- (注4)本部配賦経費については、Barclays Global Investors N.A.にて負担したグローバル経費を当事者間で配賦割合を合意して決定しております。
- (注5)その他営業収益には、有価証券の貸借、その媒介ならびに代理業務に係る報酬も含めております。
- (注6)Barclays Global Investors Limited, UKの議決権等の被所有割合は、当年度中に9.508%から9.418%に、減少しております。
- (注7)賃借している事務所の一部をBarclays Services (Japan) Limited に再賃貸しており、同社負担分賃借料及び事務所経費を同社に請求し、当社の不動産賃借料、事務委託費を減額しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Barclays Global Investors UK Holdings Limited(非上場)

Barclays Bank PLC(非上場)

Barclays PLC(ロンドン証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社

該当なし

(企業結合等関係)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
(共通支配下の取引等関係) 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 結合当事企業又は対象となった事業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社(以下「BTB」と言う。) 事業の内容 資産運用業務及び有価証券貸借業務 企業結合の法的形式 事業譲受 結合後企業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 取引の目的を含む取引の概要 BTBが行っていた資産運用業務及び有価証券貸借業務を当社の事業と一体化することによる効率の高い事業運営を目的として、平成19年7月25日に事業譲渡契約を締結しこれに伴い平成19年12月27日に事業の譲受を完了しました。 2. 実施した会計処理の概要 本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。	(共通支配下の取引等関係) 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 結合当事企業又は対象となった事業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社(以下「BJS」と言う。) 事業の内容 情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス、オフィス管理サービス、及び人事に関する管理サービス 企業結合の法的形式 吸収合併 結合後企業の名称 パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社 取引の目的を含む取引の概要 平成20年2月1日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うことを目的として、平成20年7月1日に当社を存続会社、BJSを吸収消滅会社とする方式で吸収合併しました。 2. 実施した会計処理の概要 本取引は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日
1株当たり純資産額 728,619円51銭 1株当たり当期純利益 276,410円07銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 2,529百万円 1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る当期純利益 2,529百万円 期中平均株式数 9,150株	1株当たり純資産額 979,494円33銭 1株当たり当期純利益 218,809円00銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 2,016百万円 1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る当期純利益 2,016百万円 期中平均株式数 9,216株

(重要な後発事象)

第21期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第22期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
平成20年 5 月15日開催の取締役会で、パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社("BJS ")を吸収合併することを決定いたしました。 合併の理由： 平成20年 2 月 1 日以降は、当社がBJSにとっての唯一のサービス提供先であり、IT、人事等の業務をより効率的に行うため。 合併相手先の名称： パークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社 合併相手先の主な事業内容： 情報技術及び情報技術に関するシステムの開発、整備、技術支援及び保守管理サービス オフィス管理サービス 人事に関する管理サービス 合併相手先の事業規模： 平成19年12月第 3 期における合併相手先であるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社の事業規模は以下のとおりです。 営業収益 3,242百万円 経常利益 222百万円 当期純利益 130百万円 合併方式： 当社を存続会社、BJSを吸収合併消滅会社とする合併方式 合併比率： 1 対0.44 (注)株式の割当比率 BJSの株式 1 株に対して、当社の株式0.44株を割当て交付する。(発行する株式は譲渡制限株式の予定です。) 増加すべき資本の額： 資本金 10百万円 引継ぐ財産の額： 合併日において引き継ぐBJSの資産・負債(平成19年12月31日現在)は以下のとおりです。 資産合計 1,284百万円 負債合計 1,029百万円 資本合計 254百万円 合併の時期： 平成20年 7 月 1 日を予定	ブラックロックによるパークレイズ・グローバル・インベスターズの買収について 平成21年 6 月16日、パークレイズPLC(パークレイズグループの持株会社、以下パークレイズという)取締役会は、ブラックロックからの当社を含むパークレイズ・グローバル・インベスターズ(BGI)の買収提案を受諾したことを発表しました。同取締役会はまた、8月上旬に開催予定の株主総会において、株主決議を求めることを発表しました。 先にBGIのiシェアーズ・ビジネスの買収を予定しておりましたCVCキャピタル・パートナーズは、取引契約の条件として6月18日までに対抗提案を提示する権利を保有していましたが、その権利を行使せずに取引を終了することに合意しました。従って、パークレイズは本年12月末を目処にiシェアーズ・ビジネスを含むBGIのブラックロックへの売却を完了し、BGIとブラックロックは統合する予定になっております。 日本におきましても、当社とブラックロック・ジャパン株式会社の統合が想定されますが、現時点では当社における具体的な決定事項はございません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う社名変更（「パークレイズ・グローバル・インベンスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	社名変更（「パークレイズ・グローバル・インベンスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベンスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 社名変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 324,279百万円(平成21年３月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金 10,000百万円(平成21年３月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成21年３月末現在)	事業の内容
住友生命保険相互会社 [*]	369,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでおります。
第一生命保険相互会社 [*]	420,000	
中央三井信託銀行株式会社	379,197	銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社	8,000	
三菱ＵＦＪ証券株式会社	65,518	
メリルリンチ日本証券株式会社	98,768	
楽天証券株式会社	7,445	

^{*} 住友生命保険相互会社および第一生命保険相互会社の資本金の額は、基金および基金償却積立金の総額です。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成21年3月19日 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年5月19日 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年6月16日 有価証券届出書の訂正届出書、有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年 4 月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岩 本 正

指定社員
業務執行社員

公認会計士 青 木 裕 晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック日本株式オープンの平成20年9月17日から平成21年3月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック日本株式オープンの平成21年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月 6 日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大 木 一 昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岩本 正

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック日本株式オープンの平成21年3月17日から平成21年9月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック日本株式オープンの平成21年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。